

World Tsunami Awareness Day

To protect
the precious lives of people
around the world

**What's Your
Tsunami Preparedness?**

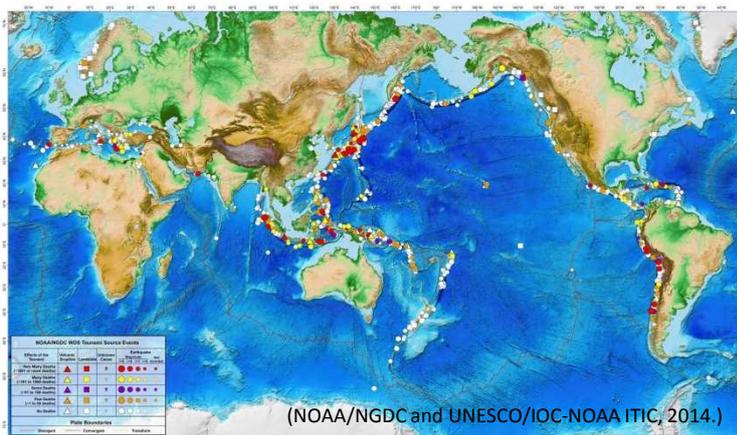
November 5th

11月5日は、国連で「世界津波の日」に制定されました

日本は、これまで幾多の災害を経験して培ってきた防災の知識や技術を有しています。防災体制の整備や事前の防災投資、災害復興の際に、より強靱な社会をつくる「より良い復興」(ビルド・バック・ベター)の実践や支援など様々な取組を実施し、国際社会をリードしてきました。

2015年3月には、東日本大震災の被災地である仙台において、「第3回国連防災世界会議」が開催され、その成果として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)におけるパリ協定」等に防災の視点がしっかりと盛り込まれるなど、「防災の主流化※」に向け、日本が大きく貢献しました。

※各国政府が「防災」を政策の優先課題と位置づけ、開発政策や計画に取り入れること。結果として、「防災」への投資が増えることで、より強靱な社会がつくられることが期待できます。



世界各地における津波被害(1610年以降)

11月5日を指定することは、津波から多くの命を救った有名な逸話「稲むらの火」に由来します。これは、安政元年(1854年)11月5日に起きた安政南海大地震の際、伝統的知識から津波を察知した一人の村人(濱口梧陵)が、自らの稲束(稲むら)に火をつけ多くの村人を高台に避難させ、命を救ったという話です。この村人は、その後、堤防の建設にも取組み、その後の津波災害から村人の命を守りました。

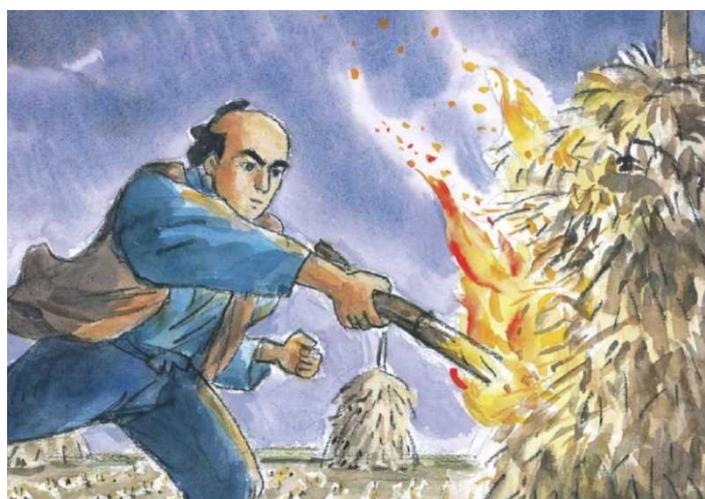


第3回国連防災世界会議 開会式

「第3回国連防災世界会議」や「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のフォローアップとして、2015年12月、国連総会で、我が国をはじめ142カ国が共に提案し、11月5日を「世界津波の日※」として制定する決議が満場一致で採択されました。

※日本では、「津波対策の推進に関する法律(2011年6月)」により、11月5日が「津波防災の日」と定められている。

津波による被害は、世界中で起こっていますが、毎年何度も起こる災害ではありません。しかし、スマトラ沖地震(2004年12月)や東日本大震災(2011年3月)における津波のように、ひとたび起きれば、その被害は甚大であり、被災範囲も広いのが特徴です。また、津波や津波からの避難方法を知らないために亡くなった犠牲者が多いのも事実です。



稲束(稲むら)に火をつける濱口梧陵

この話には、第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」においても、その重要性が確認された。①早期警報、②伝統的知識の活用、③より良い復興(ビルド・バック・ベター)の要素が含まれています。

この決議により、国連をはじめ世界中で津波の脅威についての関心が高まり、その対策が進むことが期待されます。また、日本は、毎年11月5日に向けて、世界各地での津波の啓発活動や津波対策の強化を通じ、イニシアティブを発揮していく考えです。